

## 教 授 会 内 規

制定 昭和50. 12. 12  
改正 平成19. 3. 28  
改正 平成27. 4. 1  
改正 平成29. 6. 28  
改正 令和 5. 5. 31

第1条 教授会規程第12条に基づき、本学の教授会の運営に関しては、この内規によるものとする。

第2条 事務局長は、教授会規程第6条第1項第1号イの教員人事については、評決に加わらない。

第3条 教授会規程第6条第1項第2号アに定める学生の入学に関する事項のうち、合格者の決定については、入試委員会にその審議を委任し、当該委員会の議決をもって、当該教授会の議決に代えることができる。

### 附 則

この内規は、昭和50年12月12日から施行する。

この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

この内規は、平成29年6月28日から施行する。

この内規は、令和 5年5月31日から施行する。